

平成 22 年 10 月 8 日

各位

日本振興銀行株式会社

平成 22 年 5 月 27 日付の金融庁による行政処分に対する今後の対応について

既に公表しておりますように、弊社は、平成 22 年 5 月 27 日に金融庁から業務一部停止命令及び業務改善命令を受け、一部の業務を停止するとともに、6 月 28 日に同庁に提出した改善計画に基づき業務の改善を図ってまいりました。

業務一部停止命令の期限は、9 月 30 日までとなっておりますが、現在の状況を踏まえ、弊社の経営判断として、自主的に引き続き同命令の内容を継続し、対象となる業務を原則として自粛してまいります。

また、業務改善命令に基づく改善計画の履行につきましては、今後とも適切な対応を図ってまいります。

以 上